

発行：愛知県民間教育研究団体連絡協議会（年4回発行 購読料1,000円）

編集部 〒454-0962 名古屋市中川区戸田3-1211 山田清文方 ・Fax052-301-7902

http://blog.livedoor.jp/aichiminkyouren/ 郵便振替 00820-4-107753

## 立ち上がる臨時教員たちに

### 画期的な司法判断

小中高校などで働く非正規教員（いわゆる臨時教員）の割合は一五%を超え、その身分と待遇はほとんど改善されることなく放置されてきました。今年も、多くの臨時教員が失業を強いられようとしています。

そんななか、注目される司法判断が最近出されました。臨時教員の解雇処分を争った二つの事件（新潟・加茂暁星高校解雇事件と青森・東奥学園解雇事件）に関する司法判断です。

詳細は略しますが、昨年十二月の新潟地裁と今年一月の最高裁決定が示した内容は、有期雇用であっても、職務の実態から整理解雇の法理を適用して審査、ともに経営者による解雇処分を解雇権の乱用と認定しました。また、判決・決定では毎年契約が更新される臨時教員の勤務実態が「専任教員と同等の業務をこなしてきた」と評価し、雇用継続の期待権を認定しました。これまで「雇用の調整弁」として扱われてきた臨時教員の実態を直視し、その身分の是正に踏み込んだ司法判断でした。

解雇処分を受けた原告たちは、昨年宮城で開かれた全国臨時教職員問題学習交流集会に参加

して、裁判への支援を訴えた方々でした。原告のひとりには、四年間の裁判闘争を振り返って、「法律論に弱い立場の私たちが勇気を振り絞って裁判闘争に踏み切り、非正規雇用の復職を求める裁判闘争は難しいと言われてもくじけず、その意義を信じ、いろんな人々の助けを得て闘い続けてきて本当によかった」と、地裁判決後に語っています。また、最高裁決定で解雇処分を撤回させた原告は、二月に職場復帰を果たすとともに、和解協定によって四月からの専任（正規採用）を学園経営者に確約させています。

黙っていても、教師としての身分も、子ども教育も守ることができないと立ち上がった臨時教員たちです。

全国で臨時教職員運動が組織的に始まって四十年、愛知で運動が始まって三十二年。今年八月に、さきの全国学習交流集会を愛知で開催します。使い捨て社会を許さず、「臨時教員の人間宣言」をかかげた集会準備が意欲的取り組みられています。あなたも、集会実行委員会に参加しませんか。

臨時教職員制度の改善を求める全国連絡会会長

愛知民教連事務局員 山口正